

「高松市子ども・子育て支援推進計画の見直し（案）」についての

パブリックコメント実施結果

本市では、平成29年12月27日から平成30年1月26日までの期間、「高松市子ども・子育て支援推進計画の見直し（案）」についてのパブリックコメントを実施しました。いただきました御意見の要旨及びそれに対する考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

- (1) 意見総数 1件（1人）
- (2) いただいた御意見（要旨）に対する考え方

※ 提出をいただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で簡略化または文言等の調整をさせていただきます。

No	御意見（要旨）	御意見に対する考え方
1	<p>育休期間と育休中の報酬の有無の現状はどのようになっているか。</p> <p>高松市内の企業において「3年育休中報酬有り」のところもあるようだが、何社程あるのか。その取り組みの推進も必要なのではないか。また、その方々の活躍にも期待する。</p>	<p>育児休業給付金は1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得する際に、一定の要件に該当する雇用保険の被保険者に対して支給されるものです。</p> <p>この期間以降、育児休業取得者に報酬を支払うかどうかは各企業の判断によるため、本市ではその数を把握しておりませんが、昨年4月に開かれた厚生労働大臣と市長との意見交換の場である「待機児童対策会議」におきまして、0歳児保育のニーズを減らすための育児休業取得の普及促進や育児休業給付金の引き上げなどについて、要望を行っております。</p>